

『立命館食科学研究』編集・投稿・利用許諾規程

(2019年2月26日)

I 編集規程

1. 『立命館食科学研究』、英語名“Journal of Ritsumeikan Gastronomic Arts and Sciences”（以下、「本誌」という）は、立命館大学食マネジメント学会（以下、「本学会」という）の学会誌であって、『立命館食科学研究』編集委員会（以下、「編集委員会」という）の責任のもとに編集を行う。また、別冊ブックレットとして講義資料特集号を適宜発行するほか、ディスカッション・ペーパー・シリーズをウェブサイトですぐ公開する。ディスカッション・ペーパー・シリーズおよび別冊ブックレットの発行に関する詳細は、別途定める。
2. 編集委員会は、本学会の学会長が委嘱する本学専任教員若干名の委員によって構成し、編集委員長が編集委員会を統括する。委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 発行回数：原則として毎年度3月の1回とする。ただし、投稿論文の本数等、当該年度の諸事情を鑑みて、特別号を発行する場合がある。
4. 著作権の保護：編集委員会は、受理した論文等が第三者の著作権を侵害することがないように留意するとともに、執筆者に対しては著作権侵害の疑いがないことを確認するものとする。本誌に掲載された論文等の著作権については、Ⅲに定める。
5. 審査方法：
 - (1) 査読
投稿・依頼の如何に関わらず、編集委員会において掲載の可否を決定する。Ⅱ-3に定める学術論文の区分のうち査読を要する(1) 研究論文・(2) 総説論文・(3) 実践報告については、編集委員会の責任において査読者を手配して査読を実施し、査読コメントを参考に編集委員会が掲載の可否を決定する。
 - (2) 査読結果の通知： 査読結果は以下の4つの区分で通知する。
 1. 掲載可：そのまま、あるいは誤字脱字等ごくマイナーな修正の上、掲載可。
 2. 条件付き掲載可：査読者が指摘した点を修正の上、再査読無しで掲載可。
 3. 再査読：指摘の点を修正の上、再査読により改めて掲載の可否を判定する。
 4. 不掲載：学術論文の体裁をなしておらず、掲載に値しないと判断される。
 - (3) 条件付きの掲載：編集委員会は、査読の結果を参考にして、学術論文の修正や区分変更を条件として掲載を可とすることがある。その場合、修正して掲載を希望する執筆者は、所定の期日までに修正した原稿を新たに編集委員会に提出しなければならない。この場合、査読および修正作業の進捗によって、当初掲載を目指した号よりも後の号で掲載される場合がある。
 - (4) 査読に関する必要な事項は、編集委員会が別途内規として定める。

Ⅱ 投稿規程

1. 投稿資格：本誌への投稿資格をもつ者は、次のとおりとする。

(1) 本学会の学会員である者。

A. 本学の教員（専任・任期制・特任・嘱託・非常勤・名誉の別を問わず、教授・准教授・講師・助手を含む）である者（以下、「教員会員」という）。

B. 本学の学生・大学院生・研究員、学外の会員等、上記教員会員以外の会員（以下「学生会員等」という）。但し学生会員等が投稿する場合、あらかじめ教員会員1名の推薦を得ることとし、教員会員は投稿原稿を査読した上で推薦をすることとする。

(2) 記念論文集の刊行などのため、編集委員会が特に執筆を依頼した者。

(3) その他編集委員会が適当と認めた者。

2. 学術論文の執筆者：本誌に掲載する学術論文（以下、「学術論文」という。）の執筆者の要件は、次のとおりとする。

(1) 前項に定める投稿資格をもつ者が著者であるもの又は共著者の一人であるもの。

(2) 但し、教員会員が研究代表となっているプロジェクト研究等の成果については、当該教員会員が共著者でなく、学外の共同研究者のみが著者である場合であっても、教員会員を代表者とする共同研究の成果であることを注記したうえで、論文を掲載することがある。

3. 学術論文の区分：学術論文には、投稿論文並びに編集委員会からの執筆依頼原稿を充て、下記の区分と基準を設ける。

(1) 研究論文（Research Article）：査読有り。実証的あるいは論考的研究に基づく原著論文であって、未発表のもの。

(2) 総説論文（Review Article/Survey Article）：査読有り。特定の研究主題や研究分野に関する先行研究の知見をまとめ、当該研究の展開、現況、課題などを分析することで、当該研究の発展に寄与する評論であって、未発表のもの。

(3) 実践報告（Practical Research）：査読有り。応用・実践・臨床の現場における研究の経過や事例研究の成果など、当該分野における実証的研究の進展に寄与する内容の報告であって、未発表のもの。

(4) 研究ノート（Study Notes）：査読無し。原著論文として公刊するには至らないが、当該分野の実証的研究における新たな示唆や問題提起等を含む論文であって、未発表のもの。調査研究の報告、新たに開発された研究方法の紹介等、学術的価値の認められる資料論文を含む。

(5) 書評（Book Review）：査読無し。本学会の扱う諸分野にかかわる先進的な研究を扱った内外の著書の内容を紹介するとともに、これに対して学術的な批評を加えたものであって、未発表のもの。

(6) 論文紹介（Article Review）：査読無し。本学会の扱う諸分野にかかわる先進的な研究を扱った内外の論文の内容を紹介するとともに、これに対して学術的な批評を加えたものであって、未発表のもの。

4. 学術論文以外の原稿の区分：本誌に掲載する学術論文以外の原稿には、投稿原稿並びに編集委員会からの執筆依頼原稿を充て、下記の区分と基準を設ける。

(1) 講演録（Lecture Notes）。本学会および／または立命館大学食マネジメント学部および／または立命館大学食総合研究センターの関与するイベントにおける講演の記録、またはこれに基づき、編集委員会からの依頼によって、講演者が改めて執筆し直したものとする。ただし、公開講座等における啓蒙的な内容の講演については、その要旨のみを学会報の項に掲載するにとどめることがある。

(2) 学会報（News）：本学会が主催又は共催する研究大会・研究会・講演会・公開講義等の記録および予定、その他の必要な事項を掲載する。



- (3) 通信 (Letters) : 本学会以外の団体によって開催された研究会・シンポジウム・イベントなどへの本学会員の参加報告や、議論のやりとりのための通信。
 - (4) 資料 (Information) : 行政調査結果等、食マネジメントに関わる有用な情報の紹介。
 - (5) その他 (Miscellaneous) : 編集委員会が適切と認めるもの。
5. 投稿論文のエントリー : 学術論文の投稿を希望する者は、当該年度の7月末までに、論文のタイトルと要旨を提出し、エントリーするものとする。ただし、エントリー論文数が少ない場合には、編集委員会の裁量でエントリー期限を延長できる。
 6. 投稿期限 : 前項でエントリーした投稿論文の本文および投稿票の提出期限は、当該年度の9月末とする。ただし、依頼原稿の締め切りは別途編集委員会が定める。
 7. 審査 : 学術論文を掲載するか否かは、「I 編集規程」に基づいて、編集委員会が決定する。
 8. 言語 : 掲載論文等の原稿は、日本語又は外国語 (原則として英語) のいずれによる執筆であっても可とする。
 9. 学術分野 : 学術論文を投稿する際は、その拠ってたつ学術分野がマネジメント分野・カルチャー分野・テクノロジー分野・複合分野のいずれであるかを明記すること。
 10. 執筆細則 : それぞれの区分における文字数制限、投稿時の論文の書式および提出書類等の詳細については、別途『立命館食科学研究』執筆細則に定める。
 11. 執筆料 : 執筆料は原則として無償とする。ただし、本学関係者 (本学の教職員ならびに大学院生・研究生・研修生・学生等) 以外の者に編集委員会から執筆を依頼した場合にかぎり、学内基準に従って執筆料を支払う場合がある。
 12. 掲載された学術論文・書評・講演録の執筆者には、別刷 30 部を贈呈する。それ以上は執筆者の実費負担とする。

Ⅲ 掲載論文等利用許諾規程

1. 本誌に掲載された論文等の著者 (以下、「著者」という) は、本誌掲載にあたって本学会への著作権委譲の書面を提出するものとする。なお、委譲の際に本学会の獲得する権利と、著者が保持する権利については、以下に定める。
2. 本学会は、本誌に掲載された原稿の一部または全部を電子化媒体によって複製、公開し、公衆に送信できるものとする。本誌の目次及び掲載論文等の内容は、原則として J-stage 等のウェブサイトで一般に公開する。ただし、執筆者の申し出により編集委員会が特別の事情を認めた場合は公開しないことがある。
3. 印刷媒体のコピー、転載等
 - (1) 著者 (ないしその遺族) は、著者自らの名において論集・著作集を印刷媒体で作成するとき、その論文等を本学会の許諾なしに転載することができるものとする。また、これに対する印税・原稿料も、本学会に報告することなく著者 (ないしその遺族) はこれを受領することができるものとする。但し、著者 (ないしその遺族) はその印刷媒体の中で、論文等の初出が本誌である旨を明らかにしなければならない。



- (2) 第三者が本学会に対し本誌所載の論文等の転載許可を求めたときは、本学会は当該著者（ないしその遺族）の許諾があることを確認し、転載が適当であるかどうかを判断したうえ、許否を決するものとする。著者（ないしその遺族）が所在不明である場合に限り、本学会は自ら前記の判断を行う。なお転載について、第三者が印税・原稿料の趣旨で著者に対し金銭の支払いを申し出たときは、前項の例によるものとする。
- (3) 著者は、本学会の許諾なしに、本誌に掲載された自らの論文等の抜刷を複写し、かつそれを配布することができる。
- (4) 著者は、本学会の許諾なしに、本誌に掲載された自らの論文等を、出典を明らかにすることを条件として、その所属する他の機関、又は本学会が発行する出版物、および助成金の支給を受けた機関若しくは団体等への報告書に転載し、或は添付することができる。

3. 電子媒体でのコピー、転載等

- (1) 著者が本誌に掲載された論文等を自己の管理するウェブサイト、もしくは立命館大学以外の所属機関の運営するウェブサイトに、機関リポジトリ等の電子媒体を用いて公表する際には、必ず本誌で発表した最終原稿のpdfファイルのみを掲載するものとし、その他の方法は許されない。
- (2) 上記掲載にあたっては必ず以下の情報を明示するものとし、掲載の時期は、本学会の電子媒体フルテキストによる公表の時期より早くてはならないものとする。
 - i) 本学会が電子媒体で公表しているフルテキストへのリンク
 - ii) 本学会が電子媒体で公表しているフルテキストのURI（Uniform Resource Identifier 統一資源識別子）またはDOI（デジタルオブジェクト識別子）。
 - iii) 論文の出典：『立命館大学食マネジメント研究』巻号、掲載ページ
 - iv) 著作権者：立命館大学食マネジメント学会
- (3) 以上の条件を充たす場合に限り、当該掲載には本学会の許諾を要せず、その他の場合においては、別途本学会の許諾を要するものとする。

IV 規程の改廃

本規定の改廃は、本学会運営委員会の議を経て行う。

以上